

東大阪市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定に基づき、次の指定納付受託者から事務所の所在地変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月21日

東大阪市長 野田 義和

1 指定納付受託者の名称、変更後の住所又は事務所の所在地

東京都港区北青山二丁目14番4号

株式会社トラストバンク

代表取締役 大井 潤

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等の種類

ふるさと東大阪応援寄附金

3 事務所の所在地を変更する日

令和8年7月21日